

## 精華町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について

### 1. 背景・目的

精華町では、改正地球温暖化対策推進法において示された 2050 年の脱炭素社会の実現を見据えた本町の温暖化対策を効果的に進めるため、地域における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、目標を実現するための具体的施策等を検討した上で、精華町第2次環境基本計画の内容も踏まえた本町の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「区域施策編」という)を策定します。

とりわけ、「気候危機」とも言われている状況を受け、世界的にも脱炭素化に向けた取り組みが加速化しています。2021年にイギリス・グラスゴーで開催された COP26 では、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇を 1.5℃にとどめるという目標が確認されています。

また、国内でも、2020年10月に「2050年までに国内の二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする」ことが宣言されたことを受け、地方自治体等にも様々な取り組みが期待されています。

精華町での区域施策編の策定に当たっては、上記のような状況を鑑み、また、既に国内過半数の自治体が宣言している 2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティや、SDGs の考え方を踏まえた地域循環共生圏の形成を目指します。さらに、精華町の最大の特徴と言える関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という)を活かし、学研都市に立地する多くの公・民の機関との連携により、達成することを目指す計画を策定します。

### 2. 計画策定の方針

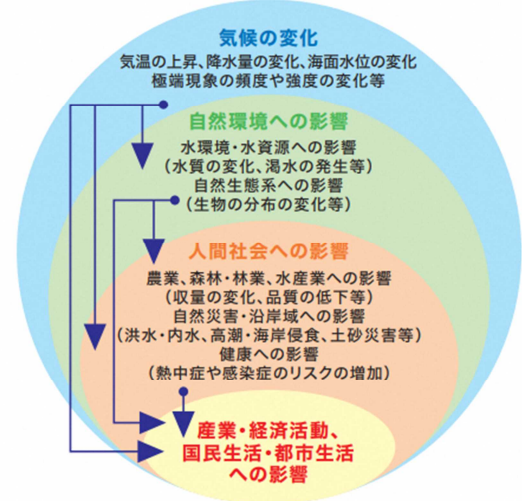
- ① 地域での最大限の再エネ活用や省エネ等による脱炭素化促進事業を推進し、「2050年までにゼロカーボンシティ」を実現することを目指した計画とする。
- ② 学研都市の特徴を活かし、立地する機関と連携した脱炭素の取り組みを推進することで、地域及び学研都市の発展につながる計画とする。
- ③ 世界的な脱炭素の潮流を踏まえつつ、国や京都府の計画との整合を図る。
- ④ 適応策についても検討し、緩和と適応の両方から地球温暖化に対応する。

## 参考:気候変動を取り巻く状況

### ○深刻化する気候変動の影響

世界における気候変動の実態は、私たちが思っているよりはるかに深刻な状況となっています。

現状のまま進めば、2050年までに100都市以上が浸水し、数億人が貧困にあえぐことになるとも言われています。温暖化がもたらすのは、海面水位上昇だけではなく、例えば水害、森林火災、ハリケーン、熱波の発生数増加や、干ばつの長期化、大気汚染や感染症の発生、そして経済活動へ、様々な影響を与えることが予想されています。



気候変動から産業・経済活動、国民生活・都市生活への影響の流れ  
出典:気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018(環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

### ○2030 までの対応が必要 —カーボンバジェットは約8年—

「2050年までに人為的な温室効果ガス排出量を 実質ゼロ (排出量と吸収量を均衡させること)にする」、というのは、世界および国内すべての人類の目標です。一方、2050年で達成すればよいのではなく、気候変動による地球の気温上昇を一定のレベルに抑える場合の累積排出量の上限値(「カーボンバジェット」(炭素予算))は決まっており、現状のままだと、約8年で打ち止めになる可能性があります。2030年までにどのような行動をするのか、が求められています。

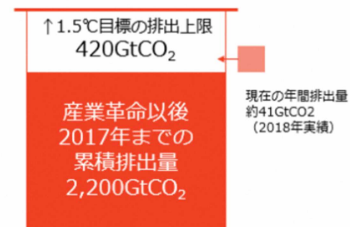


図 残っている許容量

出典: 脱炭素&地域循環共生圏ディスカッション 公益財団法人地球環境戦略研究機関首席研究員/ビジネスエンゲージメントディレクター松尾雄介氏資料をもとに作成  
(参考: IPCC 1.5°C報告書 (SPM)  
[https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/sites/2/2019/05/SR15\\_SPM\\_version\\_stand\\_alone\\_HR.pdf](https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/sites/2/2019/05/SR15_SPM_version_stand_alone_HR.pdf))

### COP26 (国連気候変動枠組条約第26回締約国会議) の主な成果

●1.5°C目標の公式文書への明記:2030年までの大幅な削減がさらに求められる。

●各国のリーダーによる宣言、および多様な有志連合による声明

自動車について、世界の全ての新車販売について、主要市場では2035年、世界全体では2040年までに電気自動車(EV)など二酸化炭素を排出しないゼロエミッション車とすることを目指す」という内容に20を超える国や企業が合意するなど経済界含め動き出しています。

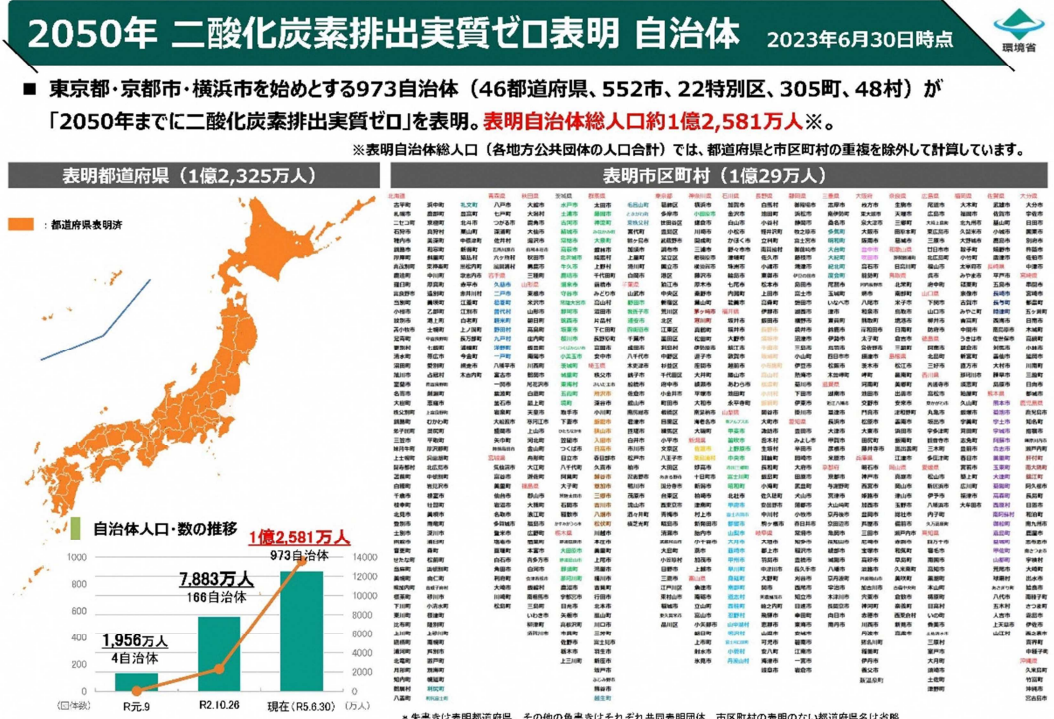
## ○政府、地方自治体による 2050 年カーボンニュートラル宣言

国内においても、甚大な豪雨・台風災害や猛暑が頻発しており、地域は大きな影響を受けています。こうした気象災害等を背景に、政府は 2020 年(令和 2 年)10 月、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、地方自治体にも呼びかけています。

こうした呼びかけに応え、「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した地方自治体は増加を続けており、2023 年(令和 5 年)6 月 30 日時点では国内の全自治体の過半数となる 973 の地方自治体、が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を実施しています。

京都府内でも、京都府をはじめ、京都市、与謝野町、宮津市、大山崎町、京丹後市、京田辺市、亀岡市、福知山市、綾部市、城陽市、八幡市、京丹波町、宇治市、木津川市、長岡京市、向日市、南丹市と過半数の自治体が表明しています。

出典：環境省



## ○第6次エネルギー基本計画(2021(令和3)年 10 月 22 日 閣議決定)

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からちょうど 10 年の節目となる 2021(令和3)年に、福島復興の着実な推進と安全性の最優先という考えのもと、第6次エネルギー基本計画が閣議決定。

計画では、エネルギー政策で重要なことは、安全性(Safety)の前提の上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図る(S+3E)、ことだとしています。

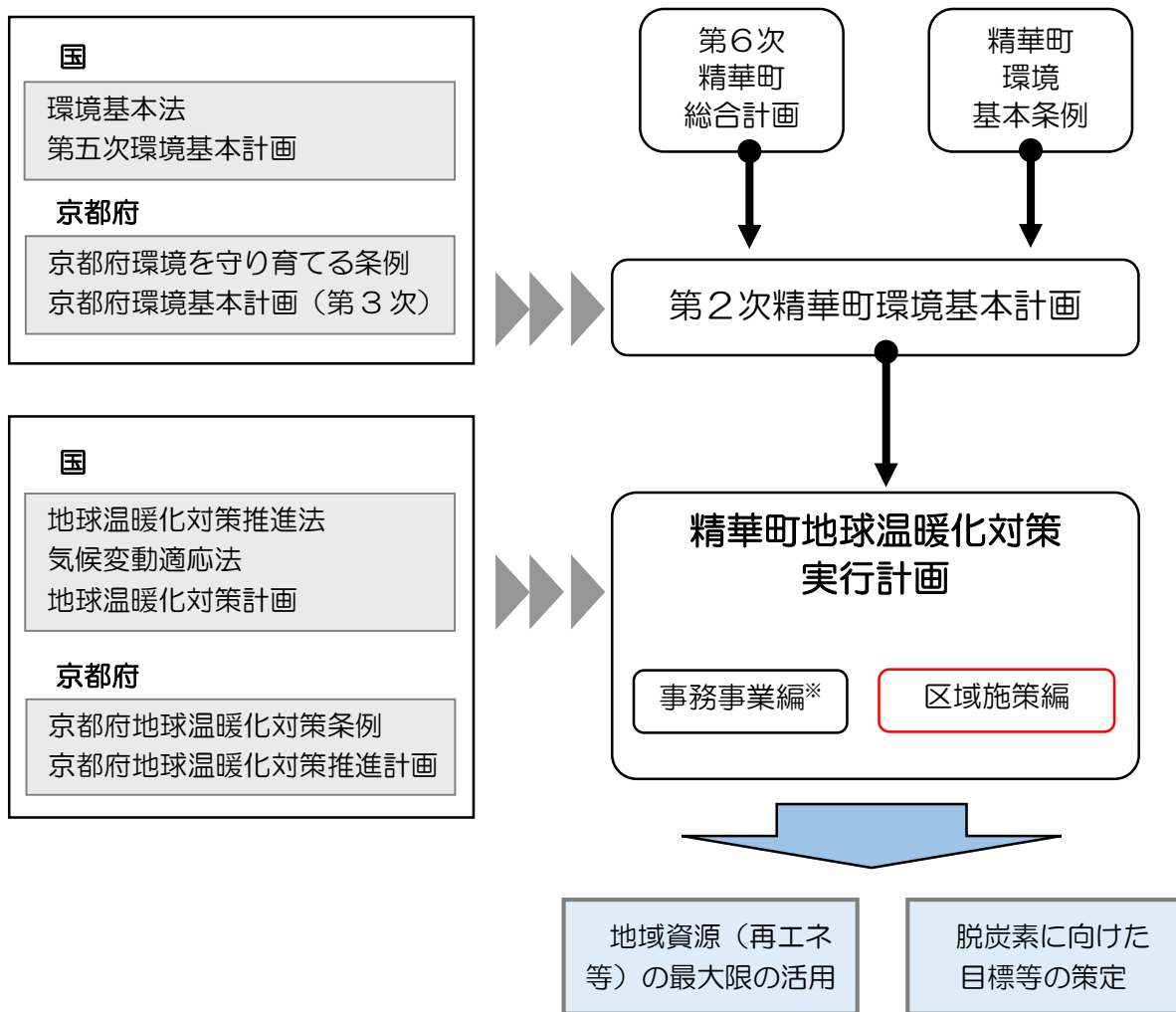
また、再エネ導入拡大に向け、再エネ事業の適地を見える化し、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みとして「促進区域制度」が新たに導入されています。

### 3. 基本的事項

#### (1) 計画の位置づけ

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第19条第2項において、市町村は、地球温暖化対策計画を立案し、“その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする”とされています。

精華町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、国や府の環境及び地球温暖化対策、気候変動影響に関する法令や計画と連携して、本計画の上位計画である第2次精華町環境基本計画における地球温暖化対策に関する分野の望ましい環境像を実現するための行動プランとして位置付けます。



※精華町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）は策定済み

計画の位置付け

## (2) 計画の期間

本計画の計画期間は、環境基本計画にあわせて2030年度までの7年間とし、中期目標を2030年とするとともに、長期目標として2050年度を展望します。

基準年度及び目標年度は次のとおりです

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2040	2050
第2次環境基本計画	改訂版(計画期間)										長期展望	
精華町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)										中期目標		長期目標
	精華町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)計画期間											

計画の期間

基準年度	2013(平成25)年度	
目標年度	中期目標	2030(令和12)年度
	計画終了年度	2030年度
	長期目標	2050(令和32)年度 ※世界的な目標期間

基準年度、目標年度

## (3) 対象とする温室効果ガス

### ●対象とする部門

区域施策編で対象とする部門は、産業、業務その他、家庭、運輸、廃棄物の計5部門とします。

部門名	概要
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次産業及び第2次産業が該当</li> <li>・製造工程等でのエネルギー消費等による温室効果ガスが対象。 ※自動車利用は除く</li> </ul>
業務その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次産業(小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信など)が該当。精華町や国・府等の機関も含む</li> <li>・事業活動等でのエネルギー消費等による温室効果ガスが対象。 ※自動車利用は除く</li> </ul>
民生家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活が該当</li> <li>・家庭生活でのエネルギー消費等による温室効果ガスが対象。 ※自動車利用は除く</li> </ul>
運輸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車、鉄道が該当。自動車等でのエネルギー消費による温室効果ガスが対象</li> </ul>
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活や事業活動から排出された廃棄物・排水の処理等で排出される温室効果ガスが対象</li> </ul>

各部門の概要と関連する温室効果ガス